

新城市雇用創造協議会就労体験事業参加者募集要項

1. 事業目的

本事業は、市内事業所への就労を希望する方々へ、就労体験が可能な市内事業所を紹介し、就労体験を通じて市内事業所を知ってもらうことで、移住・定住の促進を図ることを目的としています。

2. 就労体験の募集概要

(1) 対象者

- ・新城市外に住所を有し、新城市内への移住や就労を希望する方
- ・参加に際し、新城市雇用創造協議会（以下「協議会」という。）へ必要な情報や資料の提供、アンケート調査などに協力できる方

(2) 募集人数（目安）

6人以上

(3) 就労体験実施期間と日数（予定）

令和5年8月1日から令和7年1月末まで随時（最大2泊3日）

(4) 就労体験の募集期間

令和5年8月1日から令和6年12月末

(5) 参加費用

ただし、現地までの交通費や宿泊費（助成あり）、食事代などは参加者負担となります。

(6) 宿泊費の助成

1人当たり1泊7,800円（2泊を上限）の宿泊費助成金を交付します。対象となる条件など詳しくは、助成金交付要綱をご覧ください。なお、予算の上限に達し次第、助成金の交付は終了となりますのでご了承ください。

(7) 就労体験の流れ

- ①体験希望者が申込用紙を提出
- ②体験を希望する会社や業種について、協議会担当者がヒアリング
- ③協議会担当者が体験希望者と受入企業の日程調整を行い、滞在プランのご提案
- ④就労体験の実施（最大2泊3日）*原則、1人当たり1泊につき1社以上
- ⑤宿泊費の精算処理等（詳しくは助成金交付要綱をご覧ください）
- ⑥後日、アンケートを提出

3. 就労体験受入企業について

受入企業は協議会 WEBサイト(note) などで紹介しております。追加企業については、随時情報を更新します。なお、企業毎に繁忙期などの状況によって受入が難しい時期などがあり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

4. アンケートの実施

就労体験終了後、雇用状況に関するアンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

※アンケート調査の詳細につきましては、別途お知らせいたします。

5. その他

(1) 傷害保険

就労体験に参加される求職者には事故等により負傷した場合の傷害保険に、協議会の負担により加入していただきます。

(2) 就労体験の中止

就労体験実施期間中、発熱等の症状がみられる場合や、サービス上での問題が生じた場合など、就労体験を継続することにより受入企業の業務に支障が生じる場合には、就労体験を中止することができます。その場合には、速やかに協議会までご連絡ください。

6. 申込み及び問合せ先

お申込みやお問合せは、以下までお願いします。

【主催者】

新城市雇用創造協議会（事務局：新城市役所 産業政策課）

担当：事業推進員 村松 三友紀

〒441-1326 愛知県新城市字中野 1 5 番地 1 0（新城市商工会内）

TEL：0536-22-9160 FAX：0536-22-9170

MAIL：s.koyo-sozo@themis.ocn.ne.jp